尾張一宮テコンドークラブ会則

第1条 当道場の目的

尾張一宮テコンドークラブ(以下、「当道場」という。)は、ITF テコンドーの技術の修練を通じて、心身ともに健康を保ち、スポーツマンシップを育むことで人間形成を行うことを目的とする。

第2条 道場長

当道場の長(以下、「道場長」という。)は、指導員および準指導員による会議(以下、「指導員会議」という。)で過半数の賛成(※1)を得て選出された指導員または準指導員の内の1名が会員総会の過半数の賛成(※2)を得て務めることとする。

- (※1)ここでいう過半数の賛成とは、過半数の指導員および準指導員が参加(委任状含む)した指導員 会議の決議においてのみ有効とする。以下、本会則において同じ。
- (※2)ここでいう過半数の賛成とは、過半数の会員が参加(委任状含む)した会員総会の決議においてのみ有効とする。以下、本会則において同じ。
- 2. 道場長は、当道場を統括し、会員の指導に精力を注ぎ、当道場および ITF テコンドーの発展に寄与しなければならない。
- 3. 道場長の任期は、1年とする。また、再任を妨げない。
- 4. 会員総会において出席会員の過半数が道場長の罷免を望む場合は、採決のあった当日をもって道場長はその任を解かれる。
- 5. 指導員会議において過半数が道場長の罷免を望む場合は、採決のあった当日をもって道場長はその任を解かれる。この場合、速やかに指導員会議において新たな道場長を選出し、新たな道場長は、遅滞なく会員にその旨を通知をしなければならない。
- 6. 道場長は、必要に応じて、道場長代行を立てることが出来るものとする。この場合、道場長は、遅滞なく会員にその旨を通知をしなければならない。また、指導員会議において過半数が道場長代行の罷免を望む場合は、採決のあった当日をもって道場長代行はその任を解かれる。この場合、道場長は、遅滞なく会員にその旨を通知をしなければならない。

第3条 指導員

技量・指導力に優れた品行方正な初段以上の者で、原則として準指導員の経験が1年以上あり、かつ、 日本 ITF テコンドー協会の開催する大会(規模の大小は問わない)で1回以上の入賞歴のある者が指導 員会議において過半数の承認を得て、その後、会員総会にて議決権を持つ出席者(委任状含む)の過半数 の承認を得て任命されるものとする。

- 2. 指導員は、会員の指導に精力を注ぎ、当道場および ITF テコンドーの発展に寄与しなければならない。
- 3. 指導員の任期は、1年とする。また、再任を妨げない。
- 4. 会員総会において過半数が指導員の罷免を望む場合は、採決のあった当日をもって指導員はその任 を解かれる。
- 5. 指導員会議において過半数が指導員の罷免を望む場合は、採決のあった当日をもって指導員はその任を解かれる。この場合、道場長は、遅滞なく会員にその旨を通知をしなければならない。

第4条 準指導員

技量・指導力に優れた品行方正な4級以上の者で、原則として日本 ITF テコンドー協会の開催する大会 (規模の大小は問わない)で1回以上の入賞歴のある者が指導員会議において過半数の承認を得た者 が会員総会の過半数の承認を得て、その後、会員総会にて議決権を持つ出席者 (委任状含む)の過半数の承認を得て任命されるものとする。

- 2. 準指導員は、会員の指導に精力を注ぎ、当道場および ITF テコンドーの発展に寄与しなければならない。
- 3. 準指導員の任期は、1年とする。また、再任を妨げない。
- 4. 会員総会において過半数が準指導員の罷免を望む場合は、採決のあった当日をもって準指導員はその任を解かれる。
- 5. 指導員会議において過半数が準指導員の罷免を望む場合は、採決のあった当日をもって準指導員はその任を解かれる。この場合、道場長は、遅滞なく会員にその旨を通知をしなければならない。

第5条 会員

別に定める「尾張一宮テコンドークラブ会員規約」を承諾し、当道場に入会したものを会員とする。

2. 会員は、別に定める「尾張一宮テコンドークラブ会員規約」の入会資格等に抵触するか、当道場の指導または運営に悪影響を与えると認められる場合、指導員会議において過半数が賛成であれば、道場長は、当該者の事情を加味した任意の日付において除名することが出来るものとする。

第6条 会費・報酬・諸費用

当道場にて発生する会費・諸費用に関しては、別に定める「会費・報酬規約」により決定する。

- 2. 道場長、準指導員ならびに指導員は、本道場全体の収入、その職責および業務量に応じた報酬を受けるものとする。その報酬額は、別に定める「会費・報酬規約」により決定する。
- 3. 前項の報酬は受給者の意思により辞退することが出来るものとする。
- 4. 当該報酬に係る税務申告に関しては、各個人の責任において行わなければならず、税務申告の無申告、過少申告等に関して当道場は一切の責任を負わない。

第7条 指導員会議

準指導員および指導員は、会計年度終了から2か月以内に指導員会議を行い、指導員報酬の決定および会計承認をしなければならない。

- 2. 当道場における会則・要綱・規約・施行規則・通達・ルール作り等の見直し、または、懲戒処分等の決定のために必要な場合は、いずれかの準指導員または指導員の発議により、随時指導員会議を行うことができるものとする。
- 3. 指導員会議は、対面の他、書面決議・オンラインミーティングによる会議も有効とする。
- 4. 指導員会議に出席ができない準指導員または指導員は、他の出席予定の準指導員または指導員に委任状を交付することで決議事項の採決等の委任をすることができる。
- 5. 指導員会議の議長は、道場長または道場長の委任を受けたものが務める。

第8条 道場会計

当道場の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日とする。

2. 道場長は、会計報告書を作成し、会計監査を受けた後、指導員会議で承認を受け、会員総会において公開しなければならない。

第9条 会員総会

会計年度終了日から3か月以内に会員総会を行わなければならない。また、決議事項を記載した開催 通知を、開催日の14日以上前に行わねばならない。

- 2. 会員総会は、対面の他、書面決議・オンラインミーティングによる会議も有効とする。
- 3. 会員総会に出席ができない会員は、他の出席予定の会員に委任状を交付することで決議事項の採決等の委任をすることができる。
- 4. 会員総会の議長は、道場長または道場長の委任を受けたものが務める。

5. 採決にあたっては、会員1名につき1票の議決権を有し、未成年者に関しては、親権者がその権利を 行使することが出来るものとする。ただし、会員総会開催日時点で休会中または退会済みの者は議決権 を有しない。また、採決は全議決権の過半数の出席又は委任状があった場合に有効とする。

第10条 臨時会員総会

指導員会議において、特に必要であると認められ、過半数の賛成がある場合には、臨時会員総会を開催 することが出来るものとし、開催方法および採決方法等に関しては、会員総会に準ずる。

第11条 会則の廃止・変更

本会則を廃止または変更する際は、指導員会議において過半数の賛成を得て、会員総会または臨時会員総会において承認を得た場合に廃止または変更することができるものとする。

第12条 その他

本会則に記載のない事項および本会則に沿って運用した場合、特定の者に著しく不都合であると考えられる事象が生じた場合には、指導員会議において過半数の賛成を得た場合のみ本要綱によらない扱いができるものとする。

2. 本会則は、会員に公開しなければならない。

本規約は、令和6年11月24日より施行する。

令和6年11月24日

尾張一宮テコンドークラブ 代表 臼井久高